

令和6年度 長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金 募集要項

1 趣旨

県内伝統的工芸品産業の後継者育成・確保のため、伝統的工芸品の製造に携わる新規就業者が後継者として育成される場合に、助成金を交付します。

2 対象者

次の(1)、(2)の両方の要件を満たしている事業者

(1) 受入事業者

伝統的工芸品の製造に携わせるために新規就業者を育成する組合等又は製造業者（新規就業者の雇用主に限る。）で、次の要件を全て満たす事業者。

ア 県税に係る徴収金を滞納していないこと。

イ 不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。

ウ 国、県、市町村及びその外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。

※組合等 経済産業大臣又は長野県知事指定伝統的工芸品の指定を申し出た事業協同組合等及び団体

※製造業者 経済産業大臣又は長野県知事指定伝統的工芸品の製造業を営んでおり、かつ組合等の構成員である法人及び個人

(2) 新規就業者

伝統的工芸品産業に初めて従事した者で、次の要件を全て満たす事業者。

ア 交付申請時点において、伝統的工芸品産業に初めて従事してから5年以内であること。ただし、受入事業者の代表者の3親等以内の親族である場合は、従事してから1年以内であること。

イ 就業日数が月に概ね20日以上であること。

ウ 被雇用者の場合は雇用保険の一般被保険者であること。

エ 県税に係る徴収金を滞納していないこと。

オ 不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。

カ 国、県、市町村及びその外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。

キ 受入事業者の代表者の3親等以内の親族である場合は、交付申請時点において、雇用期間に定めのない職に就いていないこと。

3 助成対象期間

令和6年8月1日（木）から令和7年1月31日（金）までの間（6か月間）。

受入事業者が新規就業者を育成するために作成した育成計画に取り組む期間を対象とします。

4 助成額

月額8万円（受入事業者分 4万円、新規就業者分 4万円）

5 募集枠

3者

6 審査について

募集枠を超えた応募があった場合は、以下の項目について審査を行います。各項目を点数化し、申請者のうち合計点数の高い順から助成金の交付先を決定します。

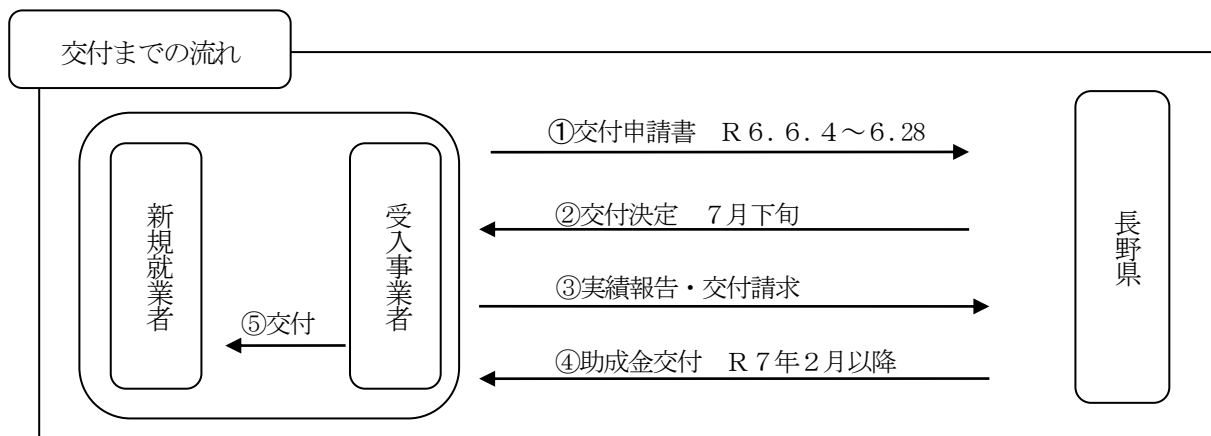
ア 伝承予定技術消失の危険度

イ 伝承技術の価値や発展性

- ウ 受入先企業の現状と将来性
- エ 育成計画の充実度

7 助成金の交付

新規就業者の育成期間が終了し実績を確認した後、一括交付します。(県からは新規就業者への交付分も併せて受入事業者に交付しますので、新規就業者には受入事業者から交付してください。)



8 応募方法等

受入事業者が申請者となります。

以下の書類を下記提出先に持参若しくは郵送又は電子メールで提出してください。提出が下記募集期間を過ぎた場合は受理しませんのでご注意ください。

[共通]

- ・ 交付申請書 (様式第1号)
- ・ 交付要件確認書 (様式第1号別紙1)
- ・ 育成計画書 (様式第1号別紙2)
- ・ 誓約書 (様式第1号別紙3)
- ・ 新規従業員の履歴書 (様式の指定はありません)
- ・ 未納の県税徴収金がない旨の証明 (各県税事務所が発行の証明書)
- ・ 新規就業者が3親等以内の親族の場合で、職歴がある場合は前職の退職証明書、職歴がない場合は最終学歴の卒業証明書の写し

[受入事業者が組合等の場合]

- ・ 新規就業者が組合等の構成員であることを証する書面
- ・ 直近3か月の新規就業者の収入が分かる書面の写し
- ・ 事業計画書の写し

[受入事業者が製造業者の場合]

- ・ 労働者名簿 (労働基準法第107条の規定による) の写し
- ・ 直近3か月の賃金台帳 (労働基準法第108条の規定による) の写し
- ・ 新規就業者の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

《募集期間》 令和6年6月4日 (火) から令和6年6月28日 (金) 17時 (必着)

《提出先》 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県産業労働部 産業技術課 保安・伝統産業係

電子メール : sangi@pref.nagano.lg.jp

9 審査結果について

7月末日までに申請者に通知します。